

番号：170701

国名：アルメニア

担当：ウズベキスタン事務所

案件名：クライシス・コミュニケーション及び災害危機管理における啓発向上プロジェクト基本
計画策定調査（防災啓発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：防災啓発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月下旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月17日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	防災分野における各種業務
対象国／類似地域	アルメニア／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

アルメニア共和国（以下、「アルメニア」）はコーカサスに位置し、国土2万9,800平方キロメートル（日本の約13分の1）、人口約300万人（2015年外務省データ）の内陸国である。アルメニアでは1988年に発生したスピタク地震をはじめ幾多の災害に見舞われている災害多発地域であることから防災はアルメニア政府の重要課題の1つと位置付けられている。

また、アルメニア政府は2012年に国家防災戦略を策定し、国家の持続可能な開発を実現推進していく上で重要な要素の1つとして、災害リスク軽減対策を通じて、緊急時における国民および国土の保護を目標に据えている。国家防災戦略の中では災害リスク軽減（Disaster Risk Reduction: DRR）のために発災時の情報提供及び国民の防災意識向上が優先的な役割を果たすと明記されている。

これら国家戦略に基づき、アルメニア政府はアルメニア政府、地方自治体、国民の災害危機管理における意識を高めることを目的とした技術協力プロジェクト「クライシス・コミュニケーション及び災害危機管理における啓発向上プロジェクト」（2016年8月に要請）を我が国に対して要請した。

かかる状況の中、要請された技術協力プロジェクト「クライシス・コミュニケーション及び災害危機管理における啓発向上プロジェクト」のプロジェクトデザインの概略について検討するために、2017年8月にコンタクトミッションを派遣した。

コンタクトミッションにおいては、本プロジェクトの要請の背景となっている課題及び本プロジェクトの方向性について認識を共有し、発災時におけるメディア等による適切な報道及び住民の防災啓発が現在のアルメニアにおける課題であり、本プロジェクトではこれらの課題を解決することが目的であることを確認した。

なお、今回実施する基本計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意することを目的とする。

本プロジェクトは段階的計画策定（二段階計画策定）による実施を予定している。段階的計画策定とは基本計画のみを確定した段階（STEP1）で迅速に協力を開始、協力開始後1年以内を目途に詳細計画を策定（STEP2）し、本格活動を開始する計画策定方式のことを言う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年10月下旬）

- ① 調査団内にて調査方針を再確認する。
- ② 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ③ 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。特にJICAが、アルメニア国において過去に実施した防災分野の事業等の情報を整理し、本プロジェクトの位置づけを明確にする。
- ④ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ⑤ 非常事態省への事前質問票（案）を作成する。
- ⑥ 担当分野に係るプロジェクトのPDM（Project Design Matrix）素案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）素案（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2017年11月上旬～11月中旬)

- ① 非常事態省との協議及び現地調査に参加し、必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ② 他団員と協力し、JICAがアルメニア関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現況を把握し、整理・分析する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。また、他団員と協力し、アルメニア関係機関等への訪問時のヒアリング内容の議事録を作成する。
 - ア) 要請背景・要請内容
 - イ) 他ドナーの関連分野における援助動向
 - ウ) 防災政策の概要把握及び開発政策/計画における防災分野の位置づけ、優先順位等の把握/確認
 - エ) 国家防災計画・地方防災計画の概要把握及びそれらの策定状況の把握/確認
 - オ) アルメニア政府の非常事態省、同省所管の救助庁などの中央防災機関とその他関係機関(行政府、地方自治体、民間組織など)の平時の体制概要把握および発災時の対応と連携の体制概要把握
 - カ) アルメニア政府による防災啓発の取り組み状況及び課題の確認
 - キ) これまでの災害時におけるメディアなどの情報発信・報道・住民への情報伝達と課題の確認
 - ク) アルメニアで使用されている防災啓発に関する既存のマテリアル、マニュアル及びガイドラインの整備状況及び課題の確認
 - ケ) 防災啓発に係る研修の実施状況、研修プログラムの整備状況及び課題の確認
- ③ 本プロジェクトの協力企画に係る協議に参加し、現地業務結果等を踏まえコメントし、論理的な結論が出せるよう支援する。
- ④ プロジェクトの基本計画を検討し、PDM案(和文・英文)、PO案(和文・英文)、及びM/M案(英文)とR/D案(英文)の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年11月中旬～2017年11月下旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ 担当分野に係る基本計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。
- ④ リスク管理チェックシートを完成させる。別途、JICAから様式を提供する。
- ⑤ 本プロジェクトで想定される活動に係る具体的投入計画(期間、投入、目標達成のための条件等)について技術的な観点から提案する。

※リスト管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 基本計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、成田⇄モスクワ⇄アルメニア（エレバン）を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月31日～2017年11月17日を予定しています。

本業務従事者はJICAの調査団に10日間先行して現地調査の開始を予定しています。本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、技術コンサルタントと協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りした後は、本プロジェクトの検討にかかる協議への参加を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 防災啓発（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり。英語⇄アルメニア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務実施に際し参照していただきたい公開報告書は以下のとおりです。

- ・ アルメニア国「地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008235.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008236.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008237.html>

- ・ アルメニア国「消防機材整備計画準備調査」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032101.html>

② 本業務に関する以下資料の配付をご希望の方はJICAウズベキスタン事務所（G-UZ@jica.go.jp）にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ コンタクトミッション議事録（2017年8月）

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとしします。)
- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
 - ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して下さい。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上